

# 菊 陽 町 農 業 委 員 会 議 事 録

令和3年5月7日（金）開催

菊 陽 町 農 業 委 員 会

## 令和3年度第2回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 令和3年5月7日(月)午後3時00分から午後4時30分

開催場所 菊陽町役場 本館2階大会議室

### 1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議事

(1) 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

(2) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について

(3) 議案第3号 農地中間管理機構事業(農地利用集積計画)に係る意見決定について

(4) 報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出(市街化区域)について

(5) 報告第2号 農地改良届について

### 2 農業委員

(1) 出席委員(9人)

1番 鈴木 一男	2番 上田 誠也	3番 前田 洋一
4番 相馬 安伸	5番 眞弓 一保	6番 青木 積
7番 東 慶子	8番 大竹 美鈴	9番 田村 昭敏

(2) 欠席委員(0人)

### 3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員(9人)

1番 岩下久美夫	2番 山川 登	3番 阪田 典人
4番 坂本 孝則	5番 原 正輝	6番 相馬 和幸
7番 高木 浩義	8番 西岡 信幸	9番 相馬 竜介

(2) 欠席委員(0人)

### 4 農業委員会事務局職員

事務局長 山川 和徳

事務局員 荒木 博光

事務局員 村上 学

農地集積専門員 高山 勇

令和2年度第2回菊陽町農業委員会会議録

議事の経過

-----○-----

開会 午後3時00分

■事務局 それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。本日の会議への出席は、農業委員総数9名中9名、推進委員総数9名中9名出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。  
それでは、会長に挨拶をお願いします。

◎会長 <あいさつ>  
本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。  
委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

■事務局 ありがとうございます。

会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになっております。  
それでは、会長よろしくをお願いします。

◎議長 それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、「議長一任」でよろしいでしょうか。

(賛同の声)

ありがとうございます。それでは私の方で、指名させていただきます。  
議事録署名人に1番 鈴木委員、2番 上田委員をお願いします。

本日の会議書記に事務局の村上主事を指名します。  
以上で、日程第1を終わります。

つづきまして、日程第2の議事に入ります。

初めに、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 農地法第5条は、権利移動の伴う転用でございます。  
議案書1ページ、議案第1号 番号1について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：新山1丁目3168番1 外1筆

地目：畑

転用面積：合計766㎡

転用目的は、月極駐車場です。

権利は、売買による所有権移転です。

この議案につきましては、現地調査を4月23日（金）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP2～P5をご覧ください。

配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第4条、5条（赤ラベル）をお開きください。

許可基準に照らした結果について説明します。

#### 1 農地転用許可基準に基づく検討状況

##### 1) 立地基準について

農地区分は第3種農地と判断しました。

（水管、下水管等が埋設されている沿道でおおむね500m以内に公共施設等が存在する農地）

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「1の資力及び信用」から「10の法令協議」まで該当あるところについて検討を行い、特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は沿道に水管及び下水管が埋設されており、おおむね500m以内に公共施設等（菊陽西小学校、かわの内科クリニック等）が存在する農地であり第3種農地で原則転用可能です。

なお、現地は一部砂利敷を敷で違反転用状態となっており、申請者より始末書の提出がっております。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆6番委員

議案第1号の番号1について、6番委員が説明します。

本申請地は、事務局より説明あったとおり、沿線には公共インフラがととのっており、周辺は市街地が広がる農地です。周辺に農地はなく、転用することにより、他に影響を与えることはないと思われまますので、よろしくご審議をお願いします。

◎議 長

議案朗読並びに説明が終わりました。  
委員の質問並びに意見を求めます。  
何かありませんか？

ないようですので、採決を行います。  
議案第1号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって、議案第1号の番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第1号 番号2を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

議案第1号 番号2について説明します。  
議案書は同じく1ページです。

転用者は議案書のとおりです。  
申請地：原水字下原898番 外1筆  
地 目：畑  
合計転用面積：1,769㎡  
転用目的は、建売分譲です。  
権利は、売買による所有権移転です。

この議案につきましても、同じく、現地調査を4月23日（金）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP6～P9をご覧ください。

配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第4条、5条（赤ラベル）をお開きください。

許可基準に照らした結果について説明します。

1 農地転用許可基準 に基づく検討状況

1) 立地基準について

農地区分は第3種農地と判断しました。

(水管、下水管等が埋設されている沿道でおおむね500m以内に公共施設等が存在する農地)

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「1の資力及び信用」から「10の法令協議」まで該当あるところについて検討を行い、特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は沿道に水管及び下水管が埋設されており、おおむね500m以内に公共施設等(JR原水駅、石川歯科)が存在する農地であり第3種農地で原則転用可能です。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見ををお願いします。

◆9番委員

議案第1号の番号2について、9番委員が説明します。

本申請地は、事務局より説明があったとおり、沿線には公共インフラがととのっており、周辺は近年住宅が建ち始めている地区です。北側及び南側にはすでに住宅地が立地しており、転用することにより、他に影響を与えることはないと思われますので、よろしくご審議をお願いします。

◎議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？

◆4番委員

本農地については、時折管理不足となっていたところであり、農地転用によって周囲に悪影響があることは少ないと考えます。

◎議長

他にありませんか？

ないようですので、採決を行います。

議案第1号 番号2の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって、議案第1号 番号2は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第1号 番号3を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

議案第1号 番号3について説明します。  
議案書は同じく1ページです。

転用者は議案書のとおりです。  
申請地：原水字下原854番3  
地目：田  
転用面積：338㎡  
転用目的は、建築条件付き売買予定地（個人住宅）です。  
権利は、売買による所有権移転です。

この議案につきましても、同じく現地調査を4月23日（金）に実施しています。  
詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP10～P13をご覧ください。

配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第4条、5条（赤ラベル）をお開きください。  
許可基準に照らした結果について説明します。

1 農地転用許可基準に基づく検討状況

1) 立地基準について

農地区分は第1種農地と判断しました。  
（10ha以上の広がりのある一段の農地）

次に、一般基準について、検討を行いました。  
一般基準は検討する事項として「1の資力及び信用」から「10の法令協議」まで該当あるところについて検討を行い特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は周辺に10ha以上の広がりのある第1種農地であり、原則不許可ですが、都市計画法の集落内開発地域に属しており、日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、不許可の例外と判断しております。なお、当該地はすでに農地の状態ではないため、申請者より始末書の提出がっております。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として

判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議 長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆ 9 番委員

議案第 1 号の番号 3 について、9 番委員が説明します。

この案件は個人住宅を 2 棟建設する案件です。事務局から説明がありましたとおり、集落内開発地域に属しているとともに、現在は何も耕作されていない小集団の農地です。転用することにより、他に影響を与えることはないと思われまますので、よろしくご審議をお願いします。

◎議 長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

ありませんか？

無いようですので、採決を行います。

議案第 2 号の番号 3 の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって、議案第 2 号の番号 3 は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第 1 号 番号 4 を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

議案第 1 号 番号 4 について説明します。

議案書は同じく 1 ページです。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：原水字上前通 5 1 9 1 番 6 他 1 筆

地 目：畑

転用面積：3 1 7 m<sup>2</sup>

転用目的は、個人住宅です。

権利は、売買による所有権移転です。

この議案につきましても、同じく現地調査を 4 月 2 3 日（金）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」の P 1 4 ～

P 17をご覧ください。

配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第4条、5条（赤ラベル）をお開きください。

許可基準に照らした結果について説明します。

#### 1 農地転用許可基準に基づく検討状況

##### 1) 立地基準について

農地区分は第1種農地と判断しました。

（10ha以上の広がりのある一段の農地）

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「1の資力及び信用」から「10の法令協議」まで該当あるところについて検討を行い特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は周辺に10ha以上の広がりのある第1種農地であり、原則不許可ですが、都市計画法の集落内開発地域に属しており、日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、不許可の例外と判断しております。なお、当該地はすでに農地の状態ではないため、申請者より始末書の提出がっております。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見ををお願いします。

◆5番委員

議案第1号の番号4について、5番委員が説明します。

本申請地は、北側に10ha以上の広がりのある農地ではありますが、事務局から説明がありましたとおり、集落内開発地域に属しているとともに、申請地は農地の状態ではありません。また、申請地の東は道路、西側は宅地であるため、宅地へ転用することにより、他に影響を与えることはないと思われますので、よろしくご審議をお願いします。

◎議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

ありませんか？

無いようですので、採決を行います。

議案第1号の番号4の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって、議案第1号の番号4は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農業経営基盤強化促進法第18条第1項は、農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として法律で定められています。

町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく、農地の権利の設定・移転が行われる仕組みであります。

菊陽町長より令和3年4月26日付けで、農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。

それでは、議案書のP2からP4をご覧ください。

今日は、

1の利用権設定が15件、24筆で合計40,303㎡です

計画要請の内容は、認定農業者・専業農家及びその関連による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものであります。

以上で説明をおわります。

◎議長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第2号の1の利用権設定については、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、議案第3号「中間管理機構事業（農用地利用集積計画）に係る意見決定について」を議題とします。

事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

菊陽町長より同じく、令和3年4月26日付けで、農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画について意見決定を求められています。

議案書の5ページをご覧ください。

議案書のとおり譲受人は熊本県農業公社（農地中間管理機構）となっており、案件は7件の7筆で合計面積19,610㎡です。

以上で説明を終わります。

◎議長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

－ 同意の声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第3号の農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画についての意見決定は、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、報告第1号について事務局の説明をお願いします。

■事務局

報告第1号について、議案書の7ページをお願いします。農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出（市街化区域）であります。件数は1件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。

添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。

◎議長

ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか？

－ 特に発言無し －

よろしいですか。

特に無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

次に、報告第2号について事務局の説明をお願いします。

■事務局

報告第2号については、農地改良届であります。  
申請人及び申請地は議案書のとおりです。

改良目的は、盛土で約1.5mの地上げです。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP18～  
P19をご覧ください。

現地はすでに盛土が終了しており、届出人の代理人には着工前に届出するよ  
う指導しております。

以上で説明を終わります。

◎議長

ただいまの報告第2号について、質疑はありませんか？

— 特に発言無し —

よろしいですか。

特に無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

議案審議並びに報告事項は、終了しました。

以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさ  
せていただきます。

(午後4時30分終了)

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和3年5月7日

会長

議事録署名人

議事録署名人